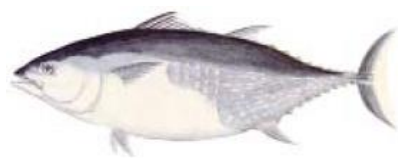


沿岸漁業者の皆様へ



宮城県水産林政部水産業基盤整備課
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1
TEL : 022-211-2944 FAX : 022-211-2949
E-mail : suikiseisk@pref.miyagi.lg.jp

宮城県くろまぐろ速報 No.1

2019年4月15日

漁獲枠の9割5分を超過したため、漁船漁業等では

9月末までくろまぐろ小型魚を採捕できません。

採捕停止命令が発出されますので、違反した場合、

罰則の対象となることがあります。

1. くろまぐろ漁獲実績 (平成31年4月15日現在概算値)

	漁業の種類	漁獲枠 (留保枠のぞく)	漁獲実績 (4月15日現在)	消化率
小型魚	定置漁業	44.2 トン	0 トン	0%
	漁船漁業等 (10t 未満大目流し網、刺し網、沿岸くろまぐろ漁業、他)	6.6 トン (4~9月分 : 1.5 トン)	1.445 トン (4~9月分 : <u>1.445 トン</u>)	22% (4~9月分 : <u>96%</u>)
	小型魚合計	50.8 トン	1.445 トン	3%
大型魚合計		20.5 トン	0 トン	0%

2. 助言・指導・勧告、採捕停止命令の発出状況

	漁業の種類	発出状況
小型魚	定置漁業	発出されていません。
	漁船漁業等 (10t 未満大目流し網、刺し網、沿岸くろまぐろ漁業、他)	【採捕停止命令】 9月30日までの間、くろまぐろ小型魚の採捕をしてはならない。
	小型魚合計	発出されていません。
大型魚合計		発出されていません。

★1日・1隻/1ヶ統あたり 500kg 以上のくろまぐろの水揚げがあった場合はすぐに県に連絡してください。

【参考】第5管理期間のくろまぐろ漁獲枠

